原議紀存期間
 1年(令和6年3月31日まで)

 有効期間
 二種(令和6年3月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長 警 視 庁 地 域 部 長 殿 各道府県警察 (方面) 本部長 警察厅丁生企発第171号 令和 5 年 3 月 7 日 警察庁生活安全局生活安全企画課長

社会の変化が治安情勢に与える影響についての実態把握及び的確な犯罪対策等 の推進について(通達)

「社会の変化が治安情勢に与える影響に関する情報収集活動の強化等について(通達)」(令和2年6月18日付け警察庁丙企画発第46号ほか)において、社会の変容に伴って生じる犯罪等について、的確な犯罪対策や防犯活動を推進するため、情勢の変化等に関する実態把握を行うよう示達されたところ、その詳細や情勢に応じた必要な対策については下記のとおりであるので、各位にあっては、これを踏まえ適切な取組を推進されたい。

なお、「社会の変化が治安情勢に与える影響についての実態把握及び的確な犯罪対策等の推進について(通達)」(令和4年3月9日付け警察庁丁生企発第130号)は廃止する。

記

## 1 犯罪情勢の変化等に関する実態把握

社会の変容に伴う犯罪情勢の変化等については、同通達で例示されたサイバー犯罪やサイバー攻撃、SNS等に関連する犯罪の増加が予想されることのほかにも、以下の点に留意して、地域ごと、犯罪形態ごとに実態把握を推進すること。また、その際には、専門家や民間事業者の知見等を活用するなど犯罪情勢分析の高度化にも留意すること。

## (1) 「新しい生活様式」の定着に伴う犯罪情勢の変化等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着に伴い、例えば、テレワーク、時差通勤、時差通学等による人の移動の変化や非対面受取サービスの拡大が地域の治安情勢に与える影響についても留意すること。また、これら以外にも、「新しい生活様式」の定着により、どのような犯罪が発生するおそれがあるかといった点に着眼し、その傾向、手口等を分析すること。

## (2) 経済状況・雇用状況の悪化等に伴う犯罪情勢の変化等

今後、経済状況・雇用状況の悪化に伴い、例えば、窃盗等の財産犯の発生状況のほか、特殊詐欺の受け子募集の動向等にどのような影響を与えるかについて留意する必要があるところ、これら以外にも、経済状況・雇用状況の悪化によりどのような犯罪が発生するおそれがあるかといった点に着眼し、その傾向、手口等を分析すること。

また、現下の経済状況・雇用状況を受けて、政府等により実施されている給付金等の各種制度の間隙を悪用した詐欺等の発生も懸念されるところ、そうした視点からも犯罪の傾向、手口等を分析すること。

## 2 実態把握を踏まえた的確な犯罪対策及び防犯活動の推進

1の実態把握を踏まえ、ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア、防犯ネットワーク、広報誌等の適切な手段を通じて、適時適切に防犯情報の提供や注意 喚起を行うこと。

また、地域における犯罪発生状況のほか、人の移動の変化に地域の見守り活動が 対応できているかといった視点をも踏まえ、適切にパトロール等の警戒活動を実施 するとともに、自主防犯活動を支援すること。

なお、自主防犯活動に参加する人材の確保の観点から、「新しい生活様式」の定着により在宅の機会が増えた地域住民に対する日常生活を通じた負担の少ない活動の提案等の働き掛けにも留意すること。